

令和2年3月

お客様各位

豊田信用金庫

民法改正を踏まえた預金規定の改正のお知らせ

2020年4月施行の民法改正を踏まえ、規定の内容を改正後の民法に準拠して変更を行うことにしましたのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定を当金庫ホームページに掲載させていただきますので、当金庫ホームページの閲覧が困難な方は窓口までお申出ください。書面にてお渡しいたします。

1. 改正日 令和2年4月1日(水)

2. 対象となる預金規定

記

当座勘定規定(一般用)	財形期日指定定期預金規定
当座勘定規定(専用約束手形口用)	財形年金預金規定
普通預金規定(決済用普通預金を含む)	財形住宅預金規定
総合口座取引規定	財産形成預金共通規定
貯蓄預金規定	外貨普通預金規定
納税準備預金規定	外貨定期預金規定
通知預金規定	自動継続型外貨定期預金規定
期日指定定期預金規定	とよしんキャッシュカード規定
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	デビットカード取引規定
自由金利型定期預金規定(大口定期預金)	Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定
変動金利定期預金規定	法人カード規定(振込機対応)
定額複利預金規定	とよしんインターネット支店取引規定
定期積金(スーパー積金)規定	貸金庫規定
振込規定	夜間金庫規定

3 . 主な改正内容

○成年後見人ご本人について補助・保佐・後見が開始された場合の届出義務化

改正の趣旨

改正後の民法では、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人である場合に、その代理行為の取消が可能とされたため、家庭裁判所の審判により、預金者の補助人、保佐人、後見人についても補助・保佐・後見が開始されたときは、同様に当金庫へ届け出ていただく旨、規定上に追加します。

○定期預金の満期日前解約の制限の明確化

改定の趣旨

民法改正の下では、預金について寄託の規定を準用することになり、「寄託者（預金者）は受寄者（金融機関）に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用され、別段の合意がない限り、定期預金の満期日前であっても解約できることとなるため、定期預金の満期日前解約の制限について明確化するものです。

○規定変更時の手続きの明確化

改正の趣旨

民法改正では、規定内容を変更する時の手続き要件が明確にされたことから、規定内容を変更する際における変更手続を規定上に明記するものです。

4 . 規定等の変更内容

今回の内容変更は、改正後の民法に準拠することが目的であり、本変更によって、当金庫手続きが変わることはありません。

以 上